

業務委託契約について、次のとおり企画提案競技（プロポーザル方式）の参加者を募集しますので、公告します。

令和2年4月10日

第35回国民文化祭宮崎県実行委員会
第20回全国障害者芸術・文化祭実行委員会
会長 河野俊嗣

1 業務の概要

(1) 業務名

「国文祭・芸文祭みやざき2020」における芸文祭事業の録画映像配信並びに記録映像制作及び発送業務

(2) 業務の目的

「第35回国民文化祭・みやざき2020」「第20回全国障害者芸術・文化祭みやざき大会」（以下「国文祭・芸文祭みやざき2020」という。）における芸文祭事業の録画を配信することで、イベント当日来場できない人も間接的に参加することを可能とするとともに、事業の映像記録を制作することで、今後の行政資料として活用することを目的とする。

(3) 業務の内容

- ア 映像撮影
- イ 録画配信用映像の編集及び録画配信
- ウ ダイジェスト版ディスク制作及び発送

(4) 委託料

4,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）を上限とする。

(5) 業務の仕様等

4の(2)により配布する「国文祭・芸文祭みやざき2020」における芸文祭事業の録画映像配信並びに記録映像制作及び発送業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

(6) 委託期間

契約締結の日から令和3年1月29日（金）まで

2 企画提案競技参加資格

本企画提案競技に参加することができる者は、一の法人又は本件業務受託のために結成された複数の法人で構成する連合体（以下「連合体」という。）であって、それぞれ次に掲げる条件を全て満たす者であること。

(1) 法人

- ア 県内に主たる事業所（本社、本店）又は支社、支店を有する者
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- ウ 宮崎県競争入札参加資格者名簿に登録された、営業種目が「広告・宣伝」の者、又はこの委託業務と同種、同規模以上の業務の実績を有する者
- エ 法令違反等による処分が継続していない者。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者。

ただし、会社更生法に基づく更正手続開始、又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていないものとみなす。

カ この公告の日から委託候補者を選定するまでの間に、宮崎県からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けていない者。

キ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと、又は、暴力団若しくは暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいい、暴力団の構成団体構成員を含む。）の統制下にある法人でない者。

ク 県税に未納がない者。

ケ 本業務について、十分な業務遂行能力を有し、過去に本業務相当以上の受託実績を有する者。

(2) 連合体

ア 上記(1)のアからケに示す要件の全てを満たす法人により自主的に結成されたものであること。

イ 連合体を構成する者のいずれの者も、他の連合体の構成員となっていないこと。

3 失格事項

応募者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 2に定める企画提案競技資格が備わっていないとき
- (2) 複数の提案書等を提出したとき
- (3) 提出のあった提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき
- (4) 提出書類に虚偽又は不正があったとき
- (5) 提案書等受付期限までに所定の書類が整わなかったとき
- (6) そのほか不正な行為があったとき

4 手続等

- (1) 事務局（書類の提出先及び問合せ先）

〒880-8501 宮崎市橘通東2-10-1

第35回国民文化祭宮崎県実行委員会、

第20回全国障害者芸術・文化祭実行委員会 事務局

（宮崎県総合政策部国民文化祭・障害者芸術文化祭課内）

電話：0985-26-7412

FAX：0985-26-7414

メールアドレス：kokubunsai-geibunsai@pref.miyazaki.lg.jp

- (2) 「国文祭・芸文祭みやざき2020」における芸文祭事業の録画映像配信並びに記録映像制作及び発送業務委託提案競技実施要領（以下「実施要領」という。）及び仕様書の配布等
令和2年4月10日（金）8時30分から同年4月24日（金）17時までの間に、(1)の事務局で配布するほか、宮崎県のホームページからダウンロードするものとする。

(3) 企画提案書等の提出

(2)により配布する実施要領に示すところによる。

(4) 説明会の開催、質問の受付等

(2)により配布する実施要領に示すところによる。

5 受託者の選定

4の(2)により配布する実施要領に示すところによる。

6 その他

(1) 本業務の提案への参加に係る費用は、応募者の負担とする。

(2) 提出された提案書等は返却しない。